

吹田市公告第 140 号

吹田市消費生活センター及び吹田市パスポートセンター清掃業務に係る一般競争入札を下記のとおり実施するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 の規定に基づき公告します。

令和 7 年 4 月 10 日

吹田市長 後藤 圭二

記

制限付一般競争入札実施要領

1 競争入札に付する事項

(1) 業務名

吹田市消費生活センター及び吹田市パスポートセンター清掃業務

(2) 業務場所

ア 吹田市消費生活センター（吹田市朝日町 3 番 203 号及び 506 号）

イ 吹田市パスポートセンター（吹田市朝日町 3 番 203 号）

(3) 契約期間

令和 7 年 5 月 1 日から令和 10 年 4 月 30 日まで

（地方自治法第 234 条の 3 の規定に基づく長期継続契約）

(4) 業務内容

別紙仕様書のとおり

(5) 最低制限価格

設定しない

(6) 入札回数

2 回までとする

2 入札参加資格

以下に掲げる要件を全て満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 本市の入札参加有資格者名簿の登載業者であり、参加希望種目として「清掃」の

登録をしている者であること。

- (3) 令和2年4月から令和7年4月までに清掃の履行実績があること。
- (4) 入札参加希望者の事業所所在地が吹田市内に本店又は支店を有する企業であること（有資格者名簿の市内外区分で「市内」または「準市内」）。
- (5) 公告日から入札日までの期間において、吹田市指名停止措置要領（平成16年4月1日制定）に基づく本市からの指名停止の措置を受けていない者であること。
- (6) 会社更生法又は民事再生法に基づき更生又は再生手続開始の申立てがなされている者については、更生計画又は再生計画の認可決定の確定を受けていること。
- (7) 公告日から入札日までの期間において、吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領（平成24年11月13日制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。また同要領別表に掲げる措置要件にも該当しないこと。
- (8) 参加者が契約日までに（1）から（7）までに定める参加資格要件を満たさなくなった場合、参加資格を失うものとする。

3 入札参加資格確認申請手続

- (1) 本入札の参加希望者は、次のア及びイに示す書類（以下「申請書書類」という。）を提出し、本市の確認を受けなければならない。

ア 制限付一般競争入札参加資格確認申請書

イ 契約書の写し（清掃業務の履行実績を示す箇所）

- (2) 申請書類の提出

ア 提出期間

令和7年4月10日（木）から令和7年4月16日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）午前10時から午後5時まで

イ 提出先

〒564-8550 吹田市泉町1丁目3番40号

吹田市役所105番窓口 市民部市民総務室

ウ 提出方法

持参又は郵送（配達証明付書留郵便に限る。提出期限必着のこと。）

エ 申請書類の配布期間及び方法

令和7年4月10日（木）から令和7年4月16日（水）までの間に、吹田市ホームページ（くらし＞相談・消費生活＞消費生活＞入札・事業者募集・契約＞業務委託・物品購入入札情報＞令和7年度（2025年度）一般競争入札（業務委託）一覧＞吹田市消費生活センター及び吹田市パスポートセンター清掃業務に係る制限付一般競争入札）からダウンロードすること。

オ その他

- (ア) 申請書類の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

- (イ) 提出された申請書類は返却しない。
- (ウ) 申請書類は、入札参加資格の確認以外の用途に使用しない。
- (エ) 申請書等に虚偽の記載をした場合には、指名停止の措置を受けることがある。
- (3) 入札参加資格の確認結果通知
入札参加資格の確認結果は令和7年4月18日（金）までに、申請者に電子メールで通知する。入札参加資格がないと認めた者には、その理由を付して通知する。
- (4) その他
提出期間内に申請書類を提出しない者又は本市が入札参加資格がないと認めた者は本入札に参加することができない。

4 質疑及び回答

(1) 質疑受付期間及び質疑書の提出方法

令和7年4月10日（木）から令和7年4月16日（水）正午まで、電子メールにより受け付ける。電話等による質疑は受け付けない。様式は、前述の吹田市ホームページに掲載している質疑書を用いてもよい。

市民総務室消費生活担当 syouhi@city.suita.osaka.jp

(2) 回答予定日及び回答方法

令和7年4月18日（金）午後5時までに前述の吹田市ホームページに回答を掲載する。なお、質疑がなかった場合は掲載しない。

5 入札説明会

入札説明会は実施しない。仕様書等書類一式については、前述の吹田市ホームページからダウンロードすること。

6 入札の日時及び入札場所

(1) 入札日時

令和7年4月25日（金）午前11時20分

（入札に際し、天災地変その他やむを得ない事由が生じた場合は、入札を延期する。）

(2) 入札場所

吹田市泉町1丁目3番40号

吹田市役所 3階 入札室

7 入札方法

(1) 郵送、宅配、電送又は電報による入札は認めない。

(2) 入札で開札した場合において、予定価格の制限範囲内の入札がないときは、直ち

に再度の入札を行う。ただし、入札回数は2回までとする。

- (3) 再度入札を実施した場合において、予定価格の制限範囲内の入札がないときは、最低価格をもって入札をした者と、随意契約を締結するための交渉を行うものとする。

8 入札の辞退

入札を辞退する場合は、上記入札日時までに入札辞退届を提出すること。

9 入札金額

- (1) 入札書記載金額については、本市が仕様書で提示した要件に基づき、契約期間に係る費用の総合計を算出すること。
- (2) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下「契約希望金額」という。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

10 入札の保証

免除とする。ただし、落札者が本契約を締結しない場合は、違約金として落札金額の100分の3に相当する金額を納付しなければならない。

11 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

- (1) この公告に示した入札参加資格を有しない者の提出した入札書
- (2) 委任状を提出しない代理人が提出した入札書
- (3) 入札金額を訂正した入札書
- (4) 記名のない入札書
- (5) 入札心得書に示した条件等、入札に関する諸条件に違反した入札書

12 落札者の決定

- (1) 有効な入札を行った者のうち、入札価格が予定価格の制限範囲内で最低価格の者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上ある場合は、入札参加資格者を立ち会わせて直ちに当該入札をした者に「くじ」を引かせて落札者を決定する。ただし、当該入札者は「くじ」を辞退することはできない。

- (3) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、最低の価格をもって入札をした者と、随意契約を締結するための交渉を行うものとする。
- (4) 入札参加者が2者に満たない場合であっても、入札を執行するものとする。

13 落札決定の取消し

市は、落札者の決定日から契約の確定日までの間に落札者が次の(1)から(3)までのいずれかに該当したときは、当該入札の落札決定を取り消すことができる。なお、落札決定を取り消したことについて、市は、一切の責めを負わない。

- (1) 吹田市指名停止措置要領に基づく指名停止の措置を受けたとき
- (2) 吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けたとき又は同要領別表に掲げる措置要件に該当したとき
- (3) 正当な理由がなく、入札心得書第13条に定める期間内に契約を締結しないとき

14 契約の保証

落札者は、次の各号に掲げるいずれかの方法により、契約金額の1年当たりの額の100分の10以上の契約の保証を付さなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- (3) 当契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関の保証書の提供
- (4) 当契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る保険証券の提出

15 契約の締結

契約の締結に当たっては、契約書の作成を要する。

16 その他

- (1) 入札参加者は、この公告のほか、吹田市財務規則、入札心得書及び仕様書等の内容を承認の上、入札を行うこと。
- (2) 契約手続きは、落札業者決定後速やかに行うこと。
- (3) 本契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定に基づく長期継続契約であるため、この契約を締結する日の属する年度以降において、本契約に係る歳出予算に減額又は削除があった場合、発注者は、この契約を変更し、又は解除することができる。

17 問合せ先

吹田市泉町1丁目3番40号

吹田市市民部市民総務室：蒲田・北野

（電話受付時間 月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時30分まで）

電話 （06）6384－1354

FAX （06）6385－8300

メールアドレス [syoudhi@city.suita.osaka.jp](mailto:syouhi@city.suita.osaka.jp)